



厚生労働省発基安0729第2号

令和元年7月29日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 危険又は有害な業務のうち、労働者を就かせるときに安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならぬ労働安全衛生法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める業務として、対地電圧が五十ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務を規定すること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和元年十月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。